

長野県松本市大字笹賀542番地1
株式会社矢島建材 代表取締役 田村 勤 様

松本市長 臥雲 義尚

事業計画書に対する市長意見書

令和5年7月4日付けで提出のあった事業計画書について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条第1項の規定による市長の意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

積替保管施設の設置場所の所在地	【笹賀】松本市大字笹賀 541 番 3、537 番 6、537 番 13 【今井】松本市大字今井字小段原 8 番 5、8 番 4、9 番
積替え又は保管する産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) (以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。)
積替保管施設の面積及び保管量	【笹賀】 面積：1,525.05 m ² 保管上限：3,693.73 m ³ 高さ上限：8.25m 【今井】 面積：2,454.08 m ² 保管上限：8,303.10 m ³ 高さ上限：5.0m
変更の概要	変更前
	変更後 新規許可

2 市長意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
その他市長が必要と認める事項についての意見	特にありません。